

入札公告（舗装工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年8月19日

支出負担行為担当官

国立療養所松丘保養園 事務長 葛西 幸治

1. 工事の概要

- (1) 工 事 名 国立療養所松丘保養園道路舗装整備工事
- (2) 工事場所 青森県青森市大字石江字平山19
- (3) 工事内容 国立療養所松丘保養園正門から青森県道に繋がる園道の舗装整備工事一式
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和6年11月29日
- (5) 本工事は、資料の提出、入札等を紙入札方式で行う。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 厚生労働省における令和05・06年度（東北地域）「舗装工事」において「C又はD等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した以下工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。また、施工実績は施工中のものは除く。）

- ・国、県又は市町村の道路舗装整備工事
- ・病院又は公共施設・福祉施設の敷地内舗装工事

なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - (ア) 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

 - ・建築業法第7条第2号イ、ロで定めるもの（イについては、土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者）
 - ・1級建築機械施工管理技士又は2級建築機械施工管理技士の免許を有する者
 - ・技術士法による第二次試験のうち技術部門を建築部門又は総合技術管理部門（選択科目を建築部門に係るものとするものに限る）とするものに合格した者。
 - (イ) 平成21年度以降に、上記（4）に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超

える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。ただし、工事成績評定を実施していない場合にはこの限りではない。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(エ) 監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

(6) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建築業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(9) 青森県内に建設業法に係る許可を受けた本店、支店、営業所が存在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(12) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(13) 厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(14) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」を令和6年9月3日までに提出すること。

(15) その他、競争参加資格に関する詳細は、入札説明書を参照のこと。

※ 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒038-0003

青森県青森市大字石江字平山19

国立療養所松丘保養園 庶務課 会計班

TEL:017-788-0145

Eメール:satou-yukiko.um8@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年8月19（月）～令和6年9月3日（火）

当園ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryau/iryau/h)

ansen/matuoka/choutatsu.html) から入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、土日祝祭日を除く 9 時から 17 時までの間、上記 (1) の場所において配布または郵送する。

(3) 申請書の提出期間、場所及び方法

令和 6 年 8 月 19 日 (月) ~ 令和 6 年 9 月 3 日 (火)

土日祝祭日を除く 9 時から 17 時までの間、上記 (1) の担当部局に持参または郵送すること。

(資料の作成にかかる費用は提出者の負担とする。郵送の場合は書留郵便に限る。提出期間内に必着すること。)

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和 6 年 9 月 11 日 (水) 12:00 までに、当園庶務課会計班に持参または郵送すること。(郵送の場合は書留郵便に限る。提出期間内に必着すること。)

開札は、令和 6 年 9 月 12 日 (木) 10:00 から当園小会議室において行う。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

免除。

(イ) 契約保証金

免除。ただし、付保割合を 10 分の 3 以上とする公共工事履行保証証券による保証 (契約不適合を保証する特約を付したものに限り) を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

① 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とするところがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に監理技術者同一の資格 (工事経験を除く) を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無：無。

(8) 契約書作成の要否：要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無：無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記３（１）に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３（３）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 技術資料等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(13) 詳細は、入札説明書による。